

# 令和6年12月12日から麻薬免許の申請書の様式が変わります！

- 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、麻薬管理者や麻薬施用者の免許申請書の様式が以下のとおり変わります。

別記第1号様式（第1条関係）

## 麻薬 者免許申請書

|                                                 |                        |                                                           |     |
|-------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------|-----|
| 麻薬業務所                                           | 所在地                    |                                                           |     |
| 名称                                              |                        | TEL. ( )                                                  |     |
| 麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設 | 所在地                    |                                                           |     |
| 名称                                              |                        | TEL. ( )                                                  |     |
| 許可又は免許の番号                                       | 第 号                    | 許可又は免許の年月日                                                | 年 月 |
| 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む）の欠格条項                  | (1)                    | 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。                                |     |
|                                                 | (2)                    | 罰金以上の刑に処せられたこと。                                           |     |
|                                                 | (3)                    | 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分を受けたこと。                             |     |
|                                                 | (4)                    | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。 |     |
|                                                 | (5)                    | (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。                                 |     |
| 備考                                              | 1 新規 2 継続（麻薬免許証番号 第 号） |                                                           |     |
| 上記のとおり、免許を受けたいので申請します。                          |                        |                                                           |     |
| 年 月 日 日                                         |                        |                                                           |     |
| 住 所 〔法人にあっては、主〕                                 |                        |                                                           |     |

※ 中段の申請者の欠格条項に暴力団排除条項が追加されました。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。
- (5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。

追加

- なお、今後薬事承認される予定の、大麻から製造される医薬品である難治性てんかん治療薬「エピディオレックス」は、麻薬の取扱いとなり、麻薬の免許を取得することで、施用が可能となります。

- 麻薬免許申請書のほか、「麻薬廃棄届」、「麻薬譲受証」、「麻薬譲渡証」の様式も若干変わります。（麻薬業務所欄の表記の軽微な変更）

- 新様式は、県のホームページからダウンロード出来ます。ご不明な点は、県庁薬務課か、最寄りの保健所（鹿児島市保健所は除く）へお問い合わせください。